

様式第十三（第百四十条関係）（平一五経産省令六・追加、平一五経産省令七・旧様式
第九繰下・一部改正、平一八経産省令五・一部改正）

120ミリメートル	
(表 面)	
120ミリメートル	
八十三ミリメートル	
第 号	所 属 庁
氏 名 生年月日	
使用済自動車の再資源化等に関する法律第百三十一条第三項の規 定による証明書	
年 月 日交付	
発行者	
印	
写真および付	
所 属 庁	
印	

この証明書を携帯する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律抜すい

(立入検査)

第百三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。